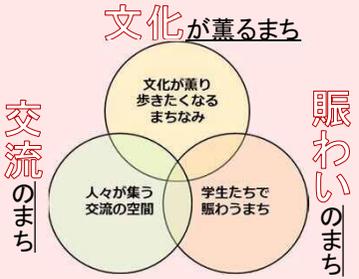


## 【目指すまちの姿】

東静岡地区景観形成基本方針(H28.10月)

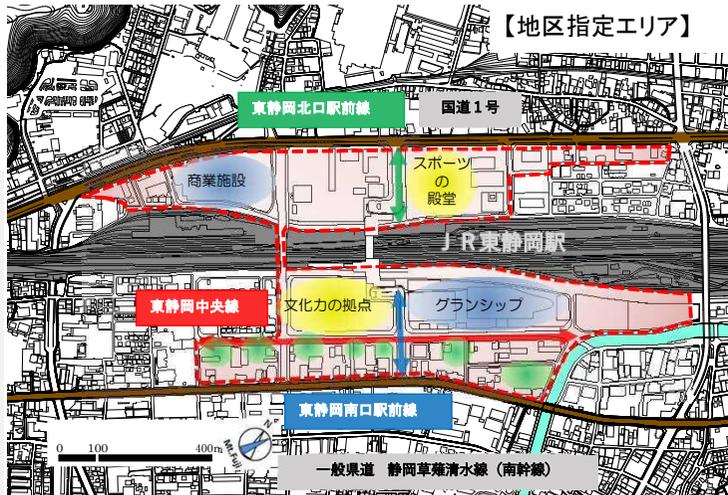
### 【まちづくり取組方針】

- ① インフラ
  - ・ 快適な居場所をつくる
  - ・ 賑わいや交流をもたらす公共施設をつくる
- ② 土地利用
  - ・ 商業系の土地利用を誘導する
  - ・ 沿道をまちと人の接点として活かす
- ③ 景観誘導
  - ・ 調和したまちなみをつくる
  - ・ 東静岡らしい視点場を整備する



SDGsの活用  
「世界に輝く静岡」  
の実現に資する景観計画

8 働きがいと経済成長  
9 産業・イノベーションの振興  
11 住み続けられるまちづくり  
17 持続可能な開発



● 景観計画重点地区 指定範囲  
● 景観中軸路線 (広告景観整備地区指定路線)

## 景観整備の目標

- 文化・スポーツエリア地区として、風格のある美しいまち並みの形成
- 豊かな緑を感じる公共空間形成
- 産・官・学・民の集合による景観形成と維持保全
- 富士山眺望の確保



## 【地区指定に向けたフロー】

平成27年度	景観に関する調査 建物色彩調査、土地利用状況、住民アンケート調査 ※都市景観検討技術会議 設置 県・市・有識者
平成28年度	「景観形成基本方針」作成 (都市景観検討技術会議) 6月：東静岡地区景観まちづくりセミナー 3月：第1回 景観まちづくり意見交換会
平成29年度	景観計画重点地区指定化に向けた「景観形成基準(案)」検討 5月、7月、9月：第2回～第4回 景観まちづくり意見交換会 1月：住民、事業者アンケート調査 3月：景観まちづくり報告会
平成30年度	景観計画重点地区指定化に向けた「景観形成基準(案)」作成 6月、7月：地元自治会説明会

## 方針化

### 景観形成に関する方針

- ① 土地利用
- ② 道路・公園等
- ③ まち並み形成
- ④ 色彩
- ⑤ 屋外広告物の掲出
- ⑥ 緑化
- ⑦ 夜間景観
- ⑧ 富士山眺望
- ⑨ 沿道の賑わい
- ⑩ 景観管理

基準化

### 景観形成基準 (主たる基準)

#### 景観計画重点地区

- ◆ 建築物・工作物等の形態意匠
  - ① 屋根・外壁の色彩
  - ② 建築設備の配置
  - ③ 駐車場や立体駐車場の修景
  - ④ 緑化の推進
  - ⑤ 富士山眺望の確認 等

#### 広告景観整備地区

- ◆ 屋外広告物の形態意匠
  - ① 広告物の集約化
  - ② 屋上広告物や野立広告物の設置制限
  - ③ 壁面広告物の設置制限
  - ④ 突出広告の設置制限
  - ⑤ のぼり旗や置看板の設置制限 等

事業者  
住民

地区全体



令和元年度

地元関係者・庁内・景観審議会等調整  
→ 「景観形成基準」策定  
→ 「景観計画重点地区」及び「広告景観整備地区」に指定

# 1 広告景観整備の目標・方針

## 目標

○今日まで、東静岡駅周辺土地区画整理事業が平成29年度に完了し、静岡市の副都心として発展してきている。現在の景観の維持を図りつつ、より良好な都市景観を創出することを目的とする。



現在の良好な看板を維持し、悪くならないために規制をかけます

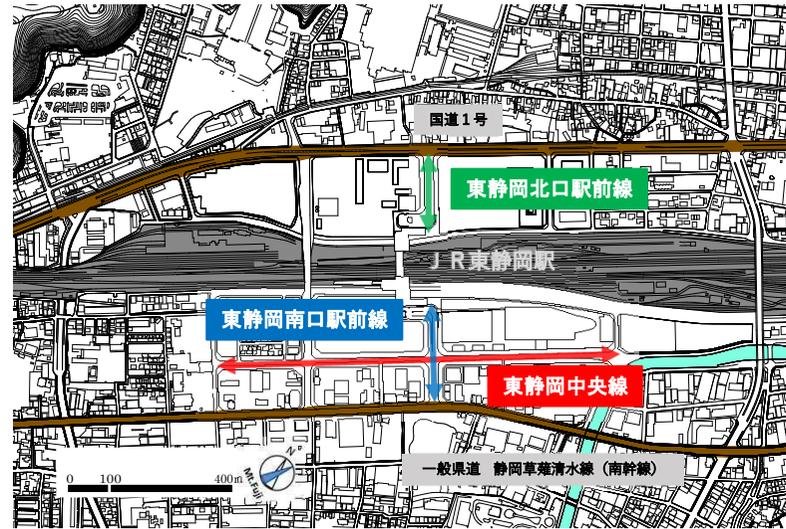
## 基本方針

- 建物のデザイン及びまち並み景観の連続性に配慮する
- デザイン性の高い優れた広告物等の創出（市民や来訪者の交流街区）
- 駅前メインストリートとして、広がりのある街路空間を創出し、歩行者にとって魅力あるまち並みをつくるため、設置場所・規格・色彩等に配慮する



## 2 対象区域

- 対象路線：東静岡中央線、東静岡北口駅前線、東静岡南口駅前線
- 対象区域：3路線の車道から20メートルの等距離線の範囲内の地区 ※国道一号及び県道静岡草薙清水線に面する敷地は含めない。



## 3 広告景観整備基準

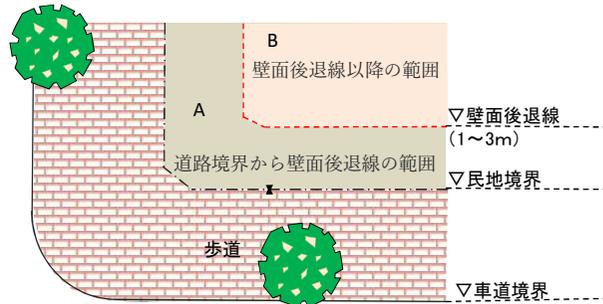
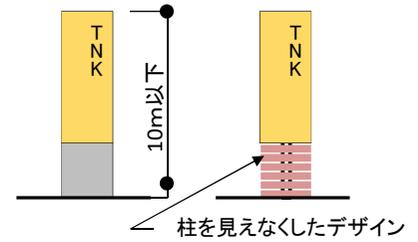
### 共通基準

- 建築物やオープンスペースとの調和を図ること。
- 点滅照明、回転する広告物は設置しないこと。ただし、駐車場等の安全対策の為設置するものは除く。
- 道路その他公共の用に供する土地に突き出ないものであること。
- 地の色は、彩度8以下のものであること。

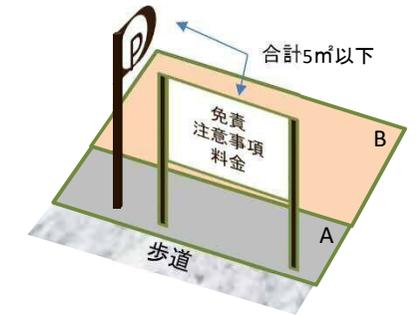


### 野立看板

- 【A：道路境界から壁面後退線の範囲】
- 地中に基礎を設けた堅牢なものであること。
- 柱が見えない構造とすること。ただし、簡易なものの躯体は、明度3以下かつ彩度3以下（ダークブラウン推奨）及び板面は彩度5以下で表示面積の合計が5㎡以下のものはこの限りでない。
- 地上からの高さは、10m以下（低層部以下）であること。
- 1面15㎡以内としその合計が30㎡以内であること。
- 一敷地2基以内としデザインを統一すること。ただし、安全上、市長がやむを得ないと認めるときはこの限りでない。
- 【B：壁面後退線以降の範囲】
- 地中に基礎を設けた堅牢なものであること。
- 地上からの高さは、10m以下（低層部以下）であること。
- 1面20㎡以内としその合計が40㎡以内であること。
- 設置間距離は、5m以上とする。



コインパーキングなど道路面に面した部分の広告の掲出量は最小限に留め、周辺の街並みとの調和に努める。

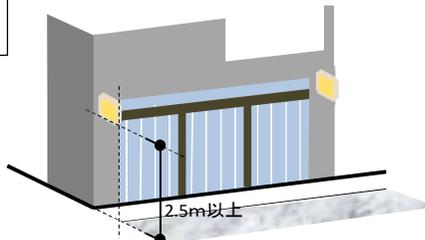
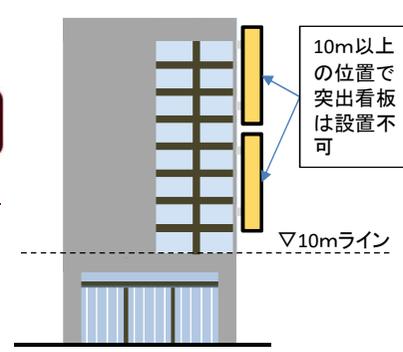


### 突出看板

- 設置位置は、地上高2.5m以上、10m以下（低層部）とする。
- 1階の店舗は、1面0.5㎡以下としその合計が1.5㎡以内であること。2階以上の店舗は、1面1.0㎡以下としその合計が3.0㎡以内であること。ただし、複合で掲出する場合は、1面1.5㎡以下としその合計が4.5㎡以内であること。
- 一敷地2基以上設置する場合はデザインを統一すること。
- 文字やロゴ等でありデザインに配慮されたものであること。



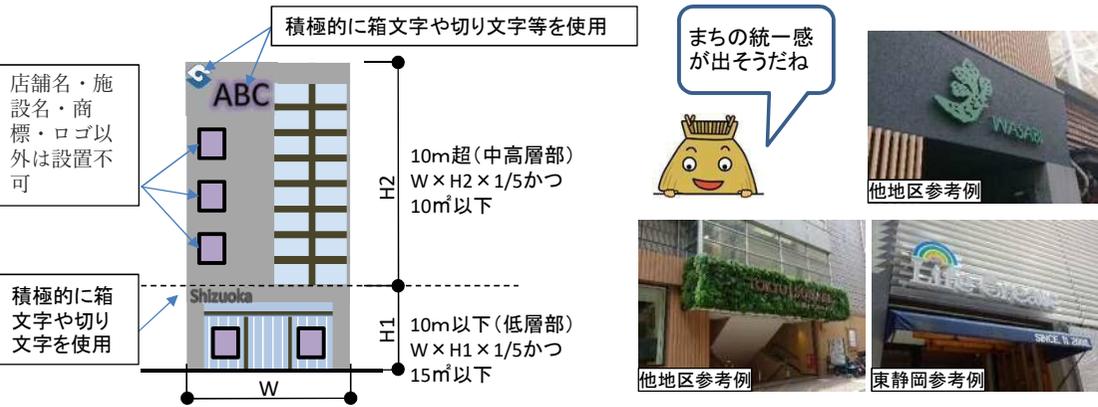
ワンポイントの看板って歩いてると目を引くよね



# 3 広告景観整備基準

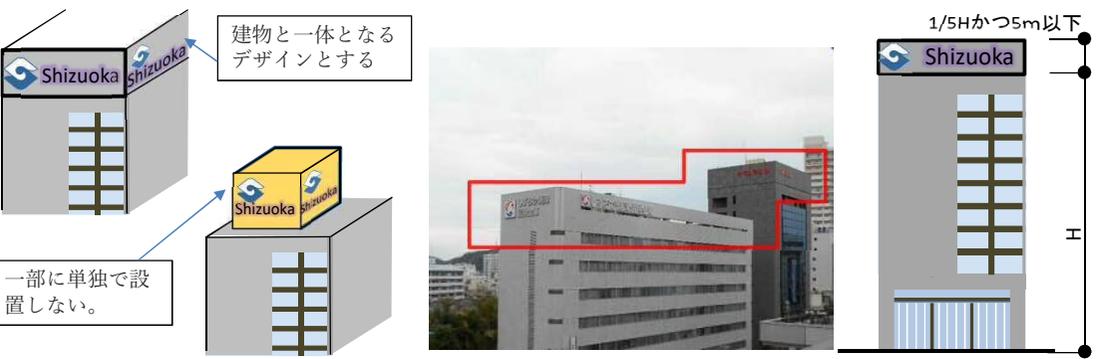
## 壁看板

- ◎店舗名や施設名等は箱文字、切り文字、その他類するものを使用すること。
- ◎低層部（10m以下）は、総面積15㎡以下、かつ、低層部の壁面面積の1/5以下であること。
- ◎中高層部（10m超）は、総面積10㎡以下、かつ、中高層部の壁面面積の1/5以下であること。
- ◎中高層部分の掲出内容は、店舗名・施設名・商標・ロゴのみであること。



## 屋上看板

- ◎掲出する建築物と一体となるようにデザインし、地の色は外壁と統一すること。
- ◎立方体、直方体構造等の広告物を屋上の一部に単独で設置しないこと。
- ◎支柱や骨組みが道路等から見えないようにすること。
- ◎文字またはロゴ等でありデザインに配慮されたものであること。
- ◎高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの1/5以下で、かつ、5m以内であること。



## 可変表示式屋外看板

- ※電光ニュース板、デジタルサイネージのように、常時表示の内容を変えることができる屋外看板を可変表示式屋外広告物といいます。
- ◎にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。
- ◎設置位置は、原則、4m以下とする。
- ◎壁面に設置する場合は、5㎡以下、自立型を設置する場合は1面あたり2㎡以下であること。ただし、壁面に設置する場合は建物と一体的な形態、意匠とする。
- ◎まちなみを阻害しない色彩とし、夜間景観に配慮したまぶしすぎない明るさ（輝度）とする。

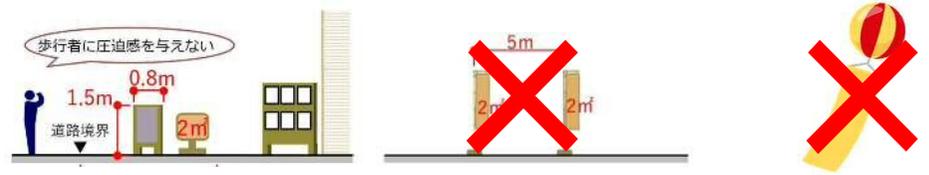


## 塀看板

- ◎掲出は、文字またはロゴ等でありデザインに配慮されたものであること。
- ◎1面2㎡以内とし、店舗名や施設名等は箱文字や切り文字を使用することに努める。

## その他の看板等（立看板、のぼり、アドバルーン等）

- ◎立看板は、各店舗1基とし高さ1.5m以下、幅0.8m以下とし表示面積は合計で2.0㎡以下であること。
- ◎その他は、設置不可とする。

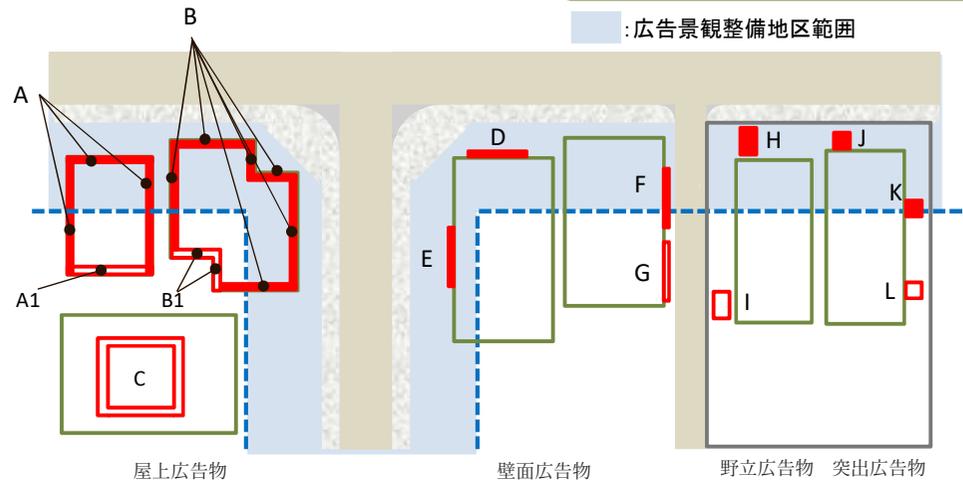


# 4 運用基準

## その他運用基準

- ◎広告景観整備地区外に設置するものは基準を適用しません。（ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。）

A,B,D,E,F,H,J,K...基準を適用します  
A1,B1,C,G,I,L...基準を適用しません



## その他運用基準

- 旧基準に適合していた看板及び許可を受けていた看板については、令和5年3月31日までの**3年間**の経過措置があり、経過措置期間内に整備基準に適合する必要があります。